

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

市・県民税の申告相談

問合せ先 市役所課税課

☎0587(32)1205

1004842

令和2年1月1日現在、稲沢市に任んでいて、2019年中に次に該当する方は、市・県民税申告が必要です。

- ①確定申告の義務はないが、市・県民税の控除を受けた
- ②給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない
- ③給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得がありその合計額が20万円以下
- ④その他の理由で所得を申告する

※所得税の確定申告をした方、年末調整済みの給与所得のみの方、またそれらの方の被扶養者などは申告の必要はありません

●申告相談会を行います

申告相談会場を設け（11）、右記の申告が必要な方

を対象に申告相談を受け付けます。

- ・持ち物(主なもの)
- ①税務署から送付された確定申告書・はがきなど
- ②平成29・30年分の確定申告書(控)、収支内訳書(控)
- ③源泉徴収票や控除証明書など申告に必要な書類
- ④e-Taxを利用したことがある方は、利用者識別番号と暗証番号が分かるもの
- ⑤印鑑と申告者本人名義の口座番号が分かるもの
- ⑥マイナンバーカードまたは番号確認書類と本人確認ができるもの

●注意事項

○市・県民税申告書の記入の仕方などのほかは簡易な確定申告に限定されています

○事業(営業・農業)所得、不動産所得のある方の相談は、収支内訳書が完成して

いる場合のみ対応します。相談の際は前年の収支内訳書の控え一式も必ず持参してください

○相談の受け付けは原則、申告相談会場のみとし、課税課窓口では行いませんので、期間中に会場で相談してください

○次に該当する場合は、一宮税務署の相談会場(一宮地場産業ファシヨンプラザセンター。8階参照)を利用してください。一宮税務署の相談会場は確定申告全ての内容に対応していません

●市の申告相談会場では受け付けていない申告の例

確定申告(控)への税務署受付印が必要な方、死亡した方の分の申告、期限後申告(平成30年分以前)、譲渡所得・分離課税の所得のある申告、特定口座年間取引報告書を使った申告、仮想通貨に関する所得の申告、住宅借入金等特別控除の初年度と他の住宅関係税額控除、雑損控除、繰越損失のある方、青色申告、贈

与税、消費税など ※その他内容によっては対応できない場合があります



●医療費控除を受ける方

医療費控除を受ける場合は原則として医療費控除の明細書の添付が必要となります。市の相談会場で医療費控除の申告をする方は、次のいずれかを事前に自分自身で行う必要があります。

- ①医療費控除の明細書を作成
- ②医療費の合計を計算
- ※領収書を添付しない場合(①も含む)は、その分の領収書を申告期限の翌日から5年間、保存する必要があります

あります。なお、今年度まで、従来からの「領収書の提示(または添付)」による取り扱い(②の方法)にも対応しますが、次年度からは「明細書の添付が必要(①の方法)」になる予定です。準備をお願いいたします

○一般的な医療費控除の注意

○医療費控除は医療費を支払った日が平成31年1月1日〜令和元年12月31日までの分が対象

また、平成29年分の確定申告から医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制を選択することができま

す。ただし、従来の制度との選択制です(令和3年分まで)。セルフメディケーション税制を選択する意思のある方は、医療費のうち特定一般用医薬品など(スイッチOTC医薬品)の購入費を事前に合計し、申告者本人が一定の取組み(健康診断や予防接種

など健康の保持増進および疾病の予防など)を行ったことを明らかにする書類を持参(添付または提示)してください。なお、セルフメディケーション税制用の医療費の明細書は、従来制度用と別様式の専用の様式があります。

●上場株式等に係る配当所得・譲渡所得・譲渡損失を申告する方

市・県民税の納税通知書送達後に上場株式等の配当、源泉徴収有りの特定口座分の上場株式の譲渡所得、上場株式の譲渡損失の申告書が提出された場合は、市・県民税の計算にこれらの所得は算入されず、譲渡損失との損益通算および繰越控除ができなくなります。

これらを市・県民税の計算に適用したい場合は、納税通知書が送達されるまでに申告書を提出してください(損益通算および繰越控除の場合、以上の条件に加えて毎年連続して申告書を提出する必要があります)。

申告相談会場 日程など(土・日曜日、祝休日を除く)

会場	申告相談 日程	税理士無料相談 日程
市役所 大会議室	2月17日(月)~3月16日(月)	2月17日(月)~3月2日(月)
平和支所 第2・3会議室	2月17日(月)~28日(金)	2月17日(月)~21日(金)
祖父江支所 大・小会議室	3月4日(水)~3月16日(月)	3月4日(水)~6日(金)

※混雑状況によっては、早めに受け付けを終了する場合があります。特に、午前は混み合う傾向があります

軽自動車などの名義変更・廃車の届け出

市役所課税課 ☎0587(32)1193
1001089

種類	届出・問合せ	電話番号
原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車、ミニカー	市役所課税課	0587(32)1193
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)	愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所	050(5540)2048
二輪の小型自動車(250cc超)	軽自動車検査協会愛知主管事務所小牧支所	050(3816)1773

償却資産の申告はお済みですか

市役所課税課 ☎0587(32)1239
1001082

償却資産の申告が済んでいない方は、至急申告をしてください。償却資産の申告書または簡易申告用往復はがきが届いていない場合や、不明な点があれば、問い合わせしてください。

マイナンバーカードの申請をお手伝いします!

問合せ先 市役所市民課 ☎0587(32)1302
1006139



- 実施場所・期間**
- 市役所市民課…平日の午前9時~午後4時30分
 - 平和支所…2月17日(月)~19日(水) 午前9時~11時、午後1時~4時
 - 祖父江支所…3月4日(水)~6日(金) 午前9時~11時、午後1時~4時

マイナンバーカードの申請を希望する方を対象に、顔写真の撮影からインターネットでの申請まで、市職員がお手伝いします。

持ち物 通知カード、印鑑、本人確認書類(運転免許証、旅券、健康保険証、年金手帳など ※顔写真付きでないものは2点以上)